

令和4年4月1日

利用者・ご家族各位

## 運営規定・契約書・重要事項の変更について

日頃より相談支援事業所キララをご利用いただきましてありがとうございます。

『運営規定及び契約書・重要事項説明書』につきまして、令和4年4月1日より、以下の通り変更いたしましたので、お知らせいたします。なお、契約時にお配りしています関係書類につきましても、順次変更したものになりますので、よろしくお願い致します。

旧	新
《運営規定全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター運営規定 相談支援事業所キララ運営規定	《運営規定全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター運営規定 一体的運営に係る変更 主たる事業所：さいこうえんの障害者生活支援センター 従たる事業所：相談支援事業所キララ
《契約書・重要事項説明書全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター契約書・重要事項説明書 相談支援事業所キララ契約書・重要事項説明書	《契約書・重要事項説明書全部分》 さいこうえんの障害者生活支援センター契約書・重要事項説明書 変更内容：一体的運営に係る変更
《事業所番号》 指定特定相談支援事業所 穴水町 1731710602 号 指定障害児相談支援事業所 穴水町 1771700026 号	《事業所番号》 計画相談支援 1 7 3 0 2 0 0 0 2 7 号 障害児相談支援 1 7 7 0 2 0 0 0 2 8 号

令和4年4月より、相談支援事業所キララは、さいこうえんの障害者生活支援センターと一体的運営を行うことになりました。今回の変更に伴い、皆様が行う手続きはありません。今回のお知らせで、ご不安な点ございましたら下記までお問い合わせください。書類については順次、変更していきますので、ご了承ください。

さいこうえんの障害者生活支援センター センター長 前田 奈津子

お問い合わせ 相談支援事業所キララ 電話番号 0768-52-2552